ホーム > 健康・福祉・子育で > 子育で > 保育施設 > 市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受入れについて

<u>いいね! 0</u> ツイート 更新日:2022年6月20日

# 市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受入れについて

市内認可保育施設で、医療的ケアが必要なお子様の受入れを開始します。

就労等により、保育の必要性がある方が対象となります。 (レスパイト・一時預かり事業ではありません)

申請前に保育課職員同行による施設見学、受入検討会議があるなど、通常の入所申込みの手続きとは 異なりますので、入園を希望する方は、事前に保育課までご相談ください。

### 受入れ開始時期

2022年(令和4年)10月から(予定)

\*施設の受入れ体制の調整状況により、変更になる場合があります。

## 対象保育園

市立辻堂保育園、市立しぶやがはら保育園、市立藤が岡保育園

#### 受入れ人数

合計2名

※上記対象保育園のうち2園で、保護者様のご希望を踏まえて受入れを行います。

### 対象となる児童

集団での生活が可能な2歳児クラス以上の児童

\*保護者が就労等の理由により保育の必要性があることが前提になります。

求職活動中の方も対象になりますが、入園後2か月以内に就労することが条件になります。

保育の必要性の詳細については、「ふじさわ保育施設ガイド」をご確認ください。

#### 対応できる医療的ケアの内容

喀痰の吸引、経管栄養、導尿、その他主治医の指示のもと保育園において実施可能な処置等で、訪問看護師により、定まった時間で対応可能な医療的ケアが対象となります。

### 受入れ要件

- (1) 一人で座位がとれ、移動が可能であり身振りや表情で意思疎通ができること。
- (2)朝、昼、夕など時間の定まった医療的ケアで対応が可能なこと。
- (3) 状態が落ち着いており、器具の離脱等の事故により直ちに命に危険がないこと。
- (4) 主治医が集団で生活が可能と認めていること。
- (5)保育所における受入れ体制が整い、医療的ケアを保育所運営の中で実施できること。

### 受入れ時間

原則として、月曜日から金曜日まで(祝日除く)

午前8時30分から午後5時まで

※お子様の状況によって、受入れ時間の範囲内でご相談させていただく場合があります。

### 入園までの流れ

①市(保育課)に連絡・相談

入園を希望する場合は、事前に保育課にご相談いただきます。

②希望保育施設の見学

入園を希望する保育施設の見学を行っていただきます。その際、対象となる児童ご本人と一緒にお願い し

ます。

- ※保育課職員も同行します。
- ③受入検討会議

市(保育課)では、医療関係者、保育施設関係者、専門機関の職員、市職員等から構成される受入検討会

議を開催し、保育施設での受入れにあたり、必要となる医療的ケアの状況など安全な保育の提供に関する

検討とともに、福祉的支援など適切な保育環境に関する検討を行います。

- ※必要に応じて、受入検討に必要となる資料(主治医の意見書等)のご提出をお願いします。
- ④受入検討会議の内容について連絡
  - 市(保育課)から、受入検討会議の内容についてお伝えします。
- ⑤利用申し込み

市(保育課)へ保育施設の利用申込書をご提出ください。

#### ⑥認定審査

利用申込みに基づき、市(保育課)が保育の必要性の認定基準等を満たしているか審査を行います。

#### ⑦利用調整審査会

市(保育課)が「藤沢市保育施設の利用調整審査会」を開催し、「藤沢市保育施設入所選考基準」に 基づき利用調整を行い、受入検討会議の内容等も踏まえ、入所審査を行い結果をお知らせします。

#### ⑧施設面接

入所前に対象となる児童と共に保育施設で面接を行い、医療的ケア保育の内容や条件について、 双方で確認を行います。

### ⑨入所決定

入所決定を受けて、施設の利用を開始します。

※入所後、一定期間、保護者様もお越しいただいた上、短時間でのならし保育を行います。

その中で、これまでご家庭で実施してきた医療的ケアの実施方法等について、

対応する看護師と共に確認し、保育園での医療的ケアの実施計画を作成します。

入所希望月	①相談②見学	③受入検討会議 ④検討内容の連絡	⑤利用申込み締切	⑥~⑧利用調整 ⑨入所決定
10月	7月	8月	9月 1日	9月下旬
11月	8月	9月	9月30日	10月下旬
1 2月	9月	10月	11月 1日	11月下旬
2023年1月	10月	11月	12月 1日	12月下旬
2月	11月	12月	12月28日	1月下旬
3月	12月	1月	2月 1日	2月下旬

<sup>※</sup>入園後に医療的ケアの内容の変更や病状の変化があった際には、改めて状況等を確認させていただきます。受入検討会議での意見を踏まえ、安全な保育の提供が難しい場合については、利用をお断りすることがあります。

- ※2023年4月以降の入園希望の受入れについては、改めてお知らせいたします。
- ※ご不明な点がありましたら、保育課保育園運営担当にお問い合わせください。

#### 情報の発信元

子ども青少年部 保育課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

電話番号:0466-50-3526(直通)

ファクス: 0466-50-8446

Copyright © Fujisawa City. All Rights Reserved.